

OBA MJ Feature Article II

市民と協働する弁護士

第3回 SACHICOに至るまで

— 雪田樹理会員の取り組み —



ナターシャさん母子を見守る会

私は、1990年に大阪弁護士会に登録しました。当時は、当番弁護士派遣システムはまだなくて、新聞等の記事を見て弁護士が警察に行くという形での刑事弁護初の試みの事件でした。1992年、タイ人女性の殺人事件ということで、私が警察に行きました。彼女は私に対して殺すつもりはなかったと説明しており、殺人か傷害致死かが裁判の争点となりました。

共同弁護人として石田法子先生をはじめ、複数の先輩弁護士が関与しました。それと同時に、被告人を見守る会ができ、被告人の心の支えとなり、被告人の子どものフォローなども行ってくれました。資金集めに関しても、被告人をサポートしてくださり、被告人の書いた絵を、絵葉書にして販売して、闘争資金等も調達してくれました。子どもがタイで暮らす際に、タイの社会の中にスムーズに溶け込めるようにと、見守る会がタイの「子ども村学園」への帰国支援もしてくれました。また、子どもの認知にも関わりました。

事件としては、人身売買の被害者が、妻子ある男性に騙されワンルームで暮らしていたところ、妊娠して捨てられ、子どもにミルクを買うお金すらない生活となり、それを罵った同国人の女性を包丁で刺したというものです。捜査段階での通訳で殺意の誤訳が行われた可能性もあり、その点でも問題になった事件でした。タイに調査に行くなどした思い出深い事件です。

バルゴ・マイラ母子を支える会

1994年になると、フィリピン女性と子どもの在留資格の獲得支援の活動に参加することになりました。家庭ある男性に騙されて日本で1人目の子どもを出産し、2人目の子どもを妊娠した段階での退去強制が問題となりました。

支える会が、母子の生活環境を整えてくださり、また、全国的な嘆願書集めをしてくださいました。その結果、1996年7月30日、「日本人の実子を扶養する外国人親の取扱について」という法務省入国管理局通達の第1号で在留資格を獲得しました。

第2子について胎児認知がなされた結果、第2子は日本国籍を取得し、母親の日本への在留資格が認められたのです。ところが、第1子については、胎児認知ではなく、その生後に認知がなされました。当時の国籍法では、父親が日本人、母親が外国人の場合には、胎児認知だと子が日本国籍を取得できるのですが、生後認知だと日本国籍を取得できないものでした。そこで、そのような国籍法は、差別にあたるとして国籍を認めるよう訴訟提起を行いました。最高裁で敗訴したものの、当時の滝井判事らが憲法14条に反する疑いが極めて濃いと補足意見を付され、その後、2008年6月4日の最高裁大法廷判決で、国籍法3条は違憲であるとの判断がくだされるに至りました。

性暴力を許さない女の会

1999年の元大阪府知事強制わいせつ事件に関し、性暴力被害者支援に詳しい、性暴力を許さない女の会に支援を要請しました。この事件では、被害者が、元知事から嘘八百と言われ、あるいはマスメディアから攻

撃されるなどし、被害者の精神的なケアが必要でした。女の会は、被害者の方の思いを聞いたり、一緒に遊びに行ったりもしてくださいました。

弁護団は、民事・刑事の訴訟を担当しましたが、弁護団会議にも参加して下さった女の会と両輪の活動が必要だったと思います。

性暴力被害の事件の場合、事件のトラウマなどにより記憶がまだらだったりします。あせらずに、話を聞いて、信頼関係を作り、そのうえで、心を開いてもらうようにします。(2005年に第4回 大阪弁護士会人権賞を受賞)

DV被害者支援グループ

1996年から1998年にかけて、私はイギリスに遊学しました。95年に北京で開催された第4回世界女性会議に刺激を受け、「女性に対する暴力」に関心を持つようになりました。イギリスでは、法律や実情などを学ぶことができました。70年代にDV法ができ、シェルターも進んでいたのです。

私は、日本に帰ると、被害者支援を行っている民間グループ・シェルターの訪問から始めました。2001年に、いわゆるDV法が成立しましたが、接近禁止命令の対象が直接の被害者のみであったり、退去命令の期間が2週間であったりと、不十分なものでした。そこで、民間の支援者やシェルター関係者などと一緒に法改正を求めるために現場の声を届ける要請書を作りました。

また、民間シェルターであるNPO法人いくの学園(理事長は渡辺和恵弁護士で、2002年に第1回 大阪弁護士会人権賞をいただいております)の副理事長に就任して、DV被害者のサポートをしています。30人くらいの弁護士が、無料法律相談に協力してくれています。

2012年には、NPO法人全国シェルターネ

ットが毎年開催する「全国シェルターシンポジウム」で性暴力被害者への法的支援の現状と課題という基調講演をさせていただきました。

今、DVに関して思うのは、身体への暴力のみならず精神的な暴力、いわゆるモラルハラスメントの問題も大きな問題であることと、裁判所が、保護命令に関して消極的にならないか、また迅速な審理がされているのかとの懸念を有しています。

ヒューマンライツ・ ナウ

私は、ヒューマンライツ・ナウの理事であり、関西グループ事務局長を務めています。ヒューマンライツ・ナウは、国境を越えて世界の人権問題に対処するため、法律家、研究者、ジャーナリスト、市民などが中心となって2006年に発足、2008年に日本の特定非営利活動法人となり、2012年には国連経済社会理事会の決議により、国連特別協議資格（Special consultative status 国連憲章71条に基づき、国連と協議を行うことのできるNGO資格）を取得しました。東京の伊藤和子弁護士が事務局長を務めています。

ヒューマンライツ・ナウでは、私は、「女性に対する暴力プロジェクト」の責任者も務めています。

これまで、インド、カンボジア、ベトナム、モンゴルのDV法を中心とする調査を行い、実際に各国のNGOなどを訪問し、報告書の作成や提言活動を行なってきました。アジア諸国の弁護士や民間グループとのネットワーク作りを模索中です。

また、「国連女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」の翻訳出版を行うとともに、全国女性シェルターネットワークとの共同で、国際シンポジウムの開催（2012）や保護命令の利用当事者からの実態調査アンケート

を行い、2013年6月24日には、「国際スタンダードに基づく日本のDV防止法等の改正にむけて～女性に対する暴力報告書」を公表しました。包括的な立法を求めるとともに、保護の対象や保護命令制度の拡充、司法関係者への適切な対応などを求めています。

SACHICO

私は、性暴力救援センター・大阪（通称SACHICO）の運営委員も務めています。

SACHICOは、全国初の性暴力被害者のためのワンストップセンターとして、2010年4月、阪南中央病院産婦人科内にてオープンしました。

被害者は、24時間のホットラインにて支援員とつながり、必要に応じて、産婦人科医師による診察等を受け、証拠採取にも応じます。弁護士に相談したり、継続的なカウンセリングを受けることが可能です。SACHICOは、2011年に第10回大阪弁護士会人権賞をいただきました。

月500件を超える電話相談や月50人以上の来所があり、法的支援のためのネットワーク弁護士は、現在26名になっています。

ここ1年の間に全国に広がっていて、東京、北海道、兵庫県などで、同様の組織が立ち上がり、和歌山での立ち上げに参与しているところです。全国の弁護士の緩やかなネットワークを作りたいと思っています。

思い

人権侵害の当事者や当事者に最も近い立場にいる支援者の声や実態に学び、そこに立脚することで、より専門性の高い弁護士としての仕事ができるのではないかと考えています。

また、そういった声や実態を社会に還元していくのが自分の役割だと思っています。

(Interviewer: 阿部秀一郎 / Photo: 武田)